平成２６年（フ）第１１９９６号
東京都渋谷区広尾３丁目５―27―301
破産者　小林矢須夫
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４号
広島市中区八丁堀２番６―701号
破産者　有限会社日本エコ・グラン
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６３１号
札幌市豊平区中の島１条４丁目４番20号　リバーハイム３Ｆ
破産者　山本　紘一
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８７号
仙台市宮城野区東仙台３丁目２番21号　高秀コーポ102
破産者　渡辺　弘和
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市吉成２丁目13番12号
破産者　松田　得誉
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
鳥取県鳥取市丸山町73番地３、旧住所鳥取県鳥取市中町56番地５
破産者　森原　　洋
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８１号
広島県東広島市西条町御薗宇5216番地２　サンシャイン’88　203号
破産者　Ｋ’Ｓコーポレーションこと　河野　香織
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１６号
広島市中区上幟町１番15―801号　パオビル上幟Ⅱ86
破産者　らんまん食堂八王子こと　松田　勝幸
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８２号
広島市南区段原２丁目３番21号
破産者　髙岡　　亮
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
北海道北見市常盤町５丁目11番地９　コーポノーブル101号
破産者　鈴木　英樹
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
福井県越前市村国４丁目第４号１番地の２
破産者　仁藤　　聖
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
福井市上北野２丁目９番６号
破産者　中田　　宰
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６７号
広島市佐伯区五日市中央５丁目９番３―301号
破産者　田中　尚美
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始の取消決定確定

平成２７年（フ）第４２号
鳥取県八頭郡八頭町南419番地
破産者　川口　　裕
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成27年７月29日
鳥取地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第８５７号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番３―403号
破産者　小寺　　隆
1　破産債権の届出期間　平成27年９月15日まで
2　一般調査期日　平成27年10月13日午前10時
平成27年８月11日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第１０号
広島市西区己斐上３丁目39番４号、住民票上の住所松江市島根町加賀1133番地６
破産者　奈良岡アヤミ
1　期日　平成27年10月27日午後２時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年８月10日　　松江地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１５号
京都市下京区四条通富小路上ル立売東町17番地
清算株式会社　株式会社四条富小路
代表清算人　岡田　高幸
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１００１号
千葉市稲毛区山王町274番地19
清算株式会社　株式会社三協ブース
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２７年（ヒ）第２０４２号
東京都千代田区神田小川町２丁目８番地進盛ビル301号
清算株式会社　西村製本株式会社
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第４号
横浜市神奈川区栄町６番地１―2409号
清算株式会社　株式会社エムシステムプランニング
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部